

令和8年9月第5回定例会
代表質問・一般質問 順位

代表質問

順位	会派名	氏名
1	香芝日本共産党	青木 恒子
2	香芝市議会自由民主党	下村 佳史
3	日本維新の会	富家 章裕
4	香芝市議会公明党	川畑 勝世

一般質問

順位	氏名
1	福岡 憲宏
2	木下 充啓
3	野口 昌史
4	筒井 寛
5	川田 裕
6	清川 希代子
7	吉田 弘明
8	小西 高吉
9	中井 政友
10	上田井 良二

代 表 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和8年 8月 31日

質 問 者

会 派 香芝日本共産党

議 員 青木恒子

香芝市議会議長

中 山 武 彦 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目	1. ハラスメントの防止の条例が必要では	市長 市長公室
中項目	① 市長のパワハラ防止法に対する見解	
	② ハラスメントによる市民や行政への影響	
	③ 香芝市職員の離職率の多さの原因	
	④ 今後の課題や対応	
※箇条書で記入 ください。	2. 五位堂小学校のこども園との複合化について	教育長 教育部
	① 香芝市学校施設等整備計画策定の事務権限の所在	
	② 教育委員会での審議内容やその中での課題	
	③ 保育幼稚園課での検討や課題は	子ども家庭 部
	④ 議会答弁のあった地域の説明会の開催日は	
	⑤ 複合化による、こども達へのメリット・デメリット	
	⑥ 課題の対応について	
	工事中の体育の授業・運動会 プール授業は 保育と教育が一体になるが授業のチャイムは こども園お送り迎えの駐車場が遠すぎる	
	3. 香芝市立学童保育所	子ども家庭 部
	① 公共で行っていた時と指定管理との財政の違い	
	② 厚労省放課後児童クラブ運営指針 労働環境整備 香芝市学童保育運営基準	
	③ 指導員不足や隙間バイトの実態はどうか	
	④ こどもたちの外遊びの保障は	
	⑤ 鎌田学童保育の実態は	
	⑥ 酷暑での保育だが、学校施設の今後の利用は	教育部
	4. デマンドタクシー値上げ反対署名（氏名・住所）と 利用申請者登録名簿を照合したのは違法ではないか	市長 都市創造部
	① 市民の請願権侵害	
	② 個人情報保護条例違反 今後の解決 内部で利用す ると規定があるが、外部である議会で報告	
	③ 相当な理由に当たらないのではないか	

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. ハラスメントの防止などに関する条例が必要では

昨今、兵庫県知事のパワハラ、横浜市長のパワハラ辞職など、ハラスメント対策はどの自治体においても大きな課題である。自治体の首長、議員など特別職によるハラスメント防止に特化した条例制定の自治体数は全国で172自治体に及んでいる。奈良県においては、生駒市の条例が2025年に制定され、奈良市では2026年と先行して施行されている。香芝市でも必要ではないだろうか。

理由として、香芝市の行政実態は、市職員の離職率が近隣市町村と比較しても多く、香芝市行政や香芝市民にとっても大きな損失になっている。

6月議会においては、ハラスメントの生々しい内容報告があったが、多くの職員の不安の声や市民の間でも話題に上がっている。

例えば、五位堂小学校の複合化についても、緊急課題であるにも関わらず、市民への説明会も行われず、二つの担当所管の幹部職員辞職、病気休暇で多くの課題が解決されるのかどうか行き詰まりを感じている。まさしく組織崩壊が進んでいるのではないかと危惧をしている。

市職員が生き生きと働くことができる市役所にしていくことが、市民が安心して住むことができることにつながり、香芝市のブランドも上がり、住むなら香芝市と移住される方も増えるのではないだろうか。

市長のハラスメントに対する見解や離職率分析の見解などお聞きしたい。
また、今後の離職率を減らす対策、市職員へのハラスメントアンケートやハラスメントの防止等に関する条例制定など具体的な対応策についての今後の方針をお聞きしたい。

2. 五位堂小学校の複合化について

こども園と小学校の統廃合は、全国的にも事例が少なく、成功事例もない状態である。香芝市においては、面積が狭い五位堂小学校にプールを除去し、こども園を統廃合するには大きな問題を含むのではないだろうか。

市長選挙において三橋市長は統廃合の見直しの公約で当選されたこともあり、なぜ方針を変更されたのか疑問視されている。本来なら、この事業を止めるべきではないだろうか。それとも、独立機関である教育委員会での不十分な審議が混乱を招く結果になったのかとも考えられる。

老朽化対策を講じることは緊急に必要なだが、0歳から12歳の発達年齢の違う、乳児から児童期を一体化させるには、現場からの十分な審議が必要と考える。複合化ありき（トップダウン）で進めるのではなく、立ち止まって、保育現場や教育現場や地域の声を、そして、独立機関である教育委員会での十分な審議が今こそ必要と考える。

住民やこども議会での発言からは、乳幼児の送り迎えの駐車場からこども園までの200mの距離、2年間工事の間の900㎡での体育授業、運動会、こども園の定員減による待機児童増加、乳幼児午睡中の小学校のチャイム、道路の狭さからくる工事中の不安 etc.の声が広がっている。

未解決が多く、見通しのない中の見切り発車は、教育権のはく奪など、こどもの

権利条約に沿ったものでなくなるのではないかと。

また、イラン戦争によるナフサ不足や円安の影響で、資材不足、資材高騰のおり、大型開発の中断が全国でも行われている。予定している交付金等の助成金も危ういのではないかと危惧される。こどもの権利条約実施や財政なども考えると複合化を中止して、各施設の老朽化対策に変更して、今後長年、安心して利用できる施設に建て替えをすべきではないか。

3. 香芝市立学童保育所

保育の人員確保が困難という理由で、指定管理になった経過がある。しかし、この間、指導員不足による、スキマバイト雇用で、保護者の不安、保育の質の低下、放課後の外遊びが不十分な実態も明らかになった。

今後、5年間の指定管理では、教訓はどのように生かされるのかどうか。

人員確保や保育の質の向上に向けて労働条件はかかすことはできないが、香芝市の学童保育運営基準に入っていないのはなぜか。香芝市は事業所にすべてを丸投げするのではなく、実施主体としての役割を明らかにしてほしい。

学童保育の公共の役割として、市民の需要が高まるなか、どの地域の子どもたちも公平に扱われるべきと考える。運動指針では児童及び保護者が安心して利用できる環境づくりの推進とあるが、学校外にある学童保育所（鎌田・下田・五位堂）においては、十分な学童保育の環境とは言えない。そのような環境で、放課後や長期休暇中の保育がされている。今こそ公共は平等に進めるべきと考える。地域学童保育間の格差を緊急に改善すべきではないか。また酷暑の中の保育は学校と連携し、体育館、図書室、家庭科室などの利用を具体化していったらどうか。

4. デマンドタクシー値上げ反対署名（氏名・住所）と、利用申請者登録名簿（デマンドタクシーの予約と運行管理業務が目的）を照合したのは、違法ではないか

個人情報保護法において、69条では、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き利用目的外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。とある。

署名は憲法上の権利に基く請願権、政治的意思表明である。行政が反対意見をもつ市民を特定するような行為は、市民に監視の懸念を抱かせ、正当な活動を萎縮させる恐れがある。

行政の文書質問回答では、個人情報保護に関する法律第69条第2項第2号の「所掌事務又は、業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」に該当するものと判断しているとの回答。しかし、すでに議会などで署名者の内利用者数は132名と答弁したことは「内部で利用する場合」の規定からはずれている。

また、「要望書の内容を踏まえた課題や方向性を適切に検討する上で重要であると考えられたから照合した」との行政の回答だが、値上げ前に利用者に対するアンケートもせず、利用回数の多い状況調査もしないで、値上げ理由の正当性を言うのみで、利用申請登録者と要望書の署名者を照合させる相当な理由に当たらないと考える。今後の市民運動や署名活動にも大きく影響するものであるから、第三者機関である個人情報保護審査会で明らかにしてもらいたい。

代 表 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和8年 8月31日

質 問 者

会 派 香芝市議会自由民主党

議 員 下村佳史

香芝市議会議長

中 山 武 彦 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. 日本に誇りを持つ教育について (1) 天皇陛下に関する教育について (2) 国旗・国歌に関する教育について (3) 日本の伝統文化の尊重について 2. 郷土香芝に誇りを持つ教育について (1) 郷土を愛する教育について (2) 今後の取り組みについて 3. 手話に関する施策の推進に関する法律について (1) 施行までの取り組みについて (2) 施行後の取り組みについて (3) 今後の課題について	市長 副市長 教育長 市長公室 総務部 教育部 健康福祉部 その他関係 部局

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 日本に誇りを持つ教育について

(1) 天皇陛下に関する教育について

①天皇の地位や役割などを理解する教育を学校現場においてどのように行われているか。また、採用している教科書や副読本などにおいてどのような記述で教えているか、お伺いをいたします。

②教育基本法にも書かれている天皇陛下についての理解と敬愛の念を深めるようにするために、教育現場においてはどのような教育を行っているか。また、採用している教科書や副読本などにおいてどのような記述で教えているか、お伺いをいたします。

(2) 国旗・国歌に関する教育について

①学校教育において国旗・国歌の意義を教科書や副読本などでどのように教えていらっしゃるのでしょうか。また、香芝市の小学生は、国旗・国歌の意義を理解して、それを尊重する態度というのが養われているのでしょうか。国旗を大切にし、国歌を歌えるようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

(3) 日本の伝統文化の尊重について

①学校給食の際に、「いただきます」や「ごちそうさま」と伝統文化を尊重しようとするような教育というのは行われているのでしょうか。また、古来からの伝統文化である武道、茶道、剣道、華道などでは、礼に始まり礼に終わるという節目をつけ、相

手に敬意を払うというようなことを大切にしていると思います。授業の開始前に「起立」「礼」などがどの小学校、中学校においてもしっかりと行われているのでしょうか、お伺いをいたします。

- ②教科書や副読本において、日本建国の歴史を学校でどう教えているか。また、それは十分深い理解ができ、我が国の歴史に対する愛情や自国を愛することにつながっていると考えているか、お伺いをいたします。

2. 郷土香芝に誇りを持つ教育について

(1) 郷土を愛する教育について

- ①教育基本法第2条第5号には、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と規定されています。この郷土を愛する心というのはどんな心だとお考えでしょうか。

(2) 今後の取り組みについて

- ①香芝市の子どもたちが、生きる力と郷土を愛する心を身につけ、自らの夢を実現していけるようにするために、子育て支援施策やまちづくりを通じて、子どもたちの心に残る「思い出となる原風景」をどのように作っていかうとお考えでしょうか。
- ②郷土を愛する心を香芝市総合教育会議を活用して、教育大綱に示していくお考えはありますか。

3. 手話に関する施策の推進に関する法律について

(1) 施行までの取り組みについて

- ①施行前から継続的に実施している手話に関する市の取組はどのようなものがありますか。
- ②周知及び啓発に対しては、どのような取組を行われてきましたか。

(2) 施行後の取り組みについて

- ①法の施行から1年が経過したが、市で新たに取る施策などがありますか。
- ②今回の法律では、災害時において手話を使用する者が迅速に情報を取得できるよう、国及び地方公共団体は必要な施策を講ずると規定されています。本市の災害時における聴覚障害者への情報提供については、どのように考えておられますか。

(3) 今後の課題について

- ①今後、視聴覚障害者に対する支援として、どのような取り組みを検討されていますか。

代 表 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第 6 3 条の規定により代表質問の通告を致します。

令和 8 年 8 月 3 1 日

質 問 者

会 派 日本維新の会
議 員 富 家 章 裕

香芝市議会議長

中 山 武 彦 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目	1 歳入の確保（市税）	市 長
中項目	(1) 固定資産税（償却資産）の未申告調査	副 市 長
※箇条書で記入 ください。	(2) 法人住民税の未申告調査	教 育 長
	(3) 任意団体（人格のない社団等）への課税と申告 の勧奨	市 長 公 室
	(4) 入湯税	総 務 部
	(5) 法定外税の検討	市民環境部
	2 各種計画の議案審査等	健康福祉部
	(1) 議決すべき事件を定める条例改正案（令和 6 年 12 月議第 62 号）否決後の運用	子ども家庭部
	(2) 香芝市複合施設整備基本計画の議決事件該当性 と付議予定	都市創造部
	(3) パブリックコメントの在り方	教 育 部
	3 希望人事制度	そ の 他
	(1) 運用実績と傾向分析	関 係 部 局
	4 冬彩負担金	
	(1) 負担金等における特別会計・繰越金の取扱い	
	(2) 負担金の今後の方向性	
	(3) 後援名義の位置付け	
	5 特定健康診査受診促進事業	
	(1) 事業の目的・効果と公金支出の妥当性	
	6 福祉団体からの要望等	

	(1) 要望内容と対応状況、今後の方向性 7 民生委員・児童委員 (1) 次回改選時の定員充足の見通し (2) 欠員の理由と対策の効果 (3) 欠員による影響と今後の方針 8 医療的ケア児と家族への支援 (1) 所管の整理 (2) ガイドライン策定の目的と進捗状況 (3) 令和9年度の入所・入園希望者への対応 (4) 既存計画への反映状況 9 放課後子ども教室 (1) 意義・目的と実施状況 (2) 今後の方向性と連携型・一体型実施の可能性	
(要 旨) 1 歳入の確保（市税） (1) 固定資産税（償却資産）の未申告調査 - 償却資産に係る未申告調査の方法と、これまでの成果（新規捕捉件数・増収額等）はどのようなものか。 (2) 法人住民税の未申告調査 - 未申告法人（分割法人を含む）に対する調査の方法と、これまでの成果（新規捕捉件数・増収額等）はどのようなものか。 (3) 任意団体（人格のない社団等）への課税と申告の勧奨 - 収益事業を行う任意団体（人格のない社団等）に対する法人住民税（均等割・法人税割）の課税の考え方はどうか。あわせて、収益事業を行っていると考えられる任意団体の把握と申告の勧奨について、市の取組はどうか。 (4) 入湯税 - 地方税法第5条第4項の規定は、義務規定なのか、それとも任意規定なのか、市の解釈はどうか。 - 当該税目において課税免除を行うことは、行政（理事者）の裁量事項なのか、それとも条例制定事項なのか、市の解釈はどうか。 - 鉱泉浴場の有無・数・営業種別はどうか。 - かしば・屯鶴峯温泉の収支状況はどうか。 (5) 法定外税の検討 - 空き家対策の実効性を高める観点から、京都市の非居住住宅利活用促進税（いわゆる空き家税）の事例を踏まえ、本市における法定外税の活用可能性について見解はどうか。		

2 各種計画の議案審査等

- (1) 議決すべき事件を定める条例改正案（令和6年12月議第62号）否決後の運用
令和6年12月議第62号「香芝市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正」は、本会議において起立者なしにより否決された。否決後、現行条例に基づき、期間が5年以上の計画の策定・変更について問う。
 - ・ 令和6年12月定例議会 議第62号 参考資料（以下、「参考資料」という。）の中で、議会の議決に付したものの、付さなかったものの実績と、付さなかったものの判断基準はどうか。
 - ・ 条例第2条第2号に規定する「執行について定める計画」について、「政策及び施策の基本的な方向」と並列なのか、それとも「基本的な方向」と並列なのか、市の解釈はどうか。
 - ・ 同条同号に規定する「法令により市長その他の執行機関が策定することとされているもの」について、法令による「努力義務」及び「できる規定」は含まれるのか、市の解釈はどうか。
 - ・ 参考資料の中で、議会の議決に付されるべき計画等はいずれか。
 - ・ 今年度、計画策定を予定している計画等の名称と、それぞれの議決予定はどうか（非該当の場合はその理由も併せて）。
- (2) 香芝市複合施設整備基本計画の議決事件該当性と付議予定
 - ・ 当該基本計画（対象期間が5年以上に及ぶ）について、条例に基づく議決事件への該当性の判断と、議会への付議の予定はどうか。
- (3) パブリックコメントの在り方
 - ・ 本市には意見公募（パブリックコメント）手続に関する要綱等が存在しないと認識している。意見公募期間の設定は何を基準に行われているのか。あわせて、要綱等の策定について市の考えはどうか。

3 希望人事制度

- (1) 運用実績と傾向分析
 - ・ 希望人事制度（自己申告による降任・異動希望等）について、制度開始からの申出人数と、申出が認められた実績はどのようなものか。
 - ・ 申出の傾向とその要因を、どのように分析しているか。

4 冬彩負担金

- (1) 負担金等における特別会計・繰越金の取扱い
特別会計を設けることを認め、繰越金を負担金等の算定及び精算における収入対象外とすることについて問う。
 - ・ 冬彩の決算について市ホームページにて公表しているが、いつから公表しているのか。また、どのような目的で公表しているのか。
 - ・ 公表されている冬彩及びふれあいフェスタの決算を見ると、冬彩にて特別会計を設置している。いつから設置しているのか。また設置した目的は何か。
 - ・ 特別会計について、収入は前年度繰越金と協賛金、支出は一般会計繰出金と次年度繰越金で構成されている。令和6年度及び令和7年度における次年度繰越金の金額と、令和7年度における繰越金の増減額を伺う。

(2) 負担金の今後の方向性

- ・ 当該実行委員会の特別会計における繰越金の状況も踏まえ、「稼ぐ」と負担金の関係について、市の方向性はどうか。

(3) 後援名義の位置付け

- ・ 後援・協賛、共催の違いについて、どのように整理しているか。

5 特定健康診査受診促進事業

(1) 事業の目的・効果と公金支出の妥当性

「特定健康診査を受けてカタログギフト・ＱＵＯカードを当てよう！！」事業について、事業の目的と期待される効果を確認するとともに、抽選により金券等を交付する手法の公金支出としての妥当性（財源と費用対効果の考え方を含む）を問う。

- ・ 本事業は何に基づいて実施しているのか。
- ・ 事業を実施することで、被保険者が特定健康診査を受診して、カタログギフトやＱＵＯカードを獲得する以外に、香芝市国民健康保険の保険者及び被保険者としては、どのような利点又は効果があるのか。

6 福祉団体からの要望等

(1) 要望内容と対応状況、今後の方向性

障害福祉・地域福祉に関わる団体から提出された要望書について、その内容、対応の成果、今後の方向性を問う。

- ・ 障害福祉・地域福祉に関わる団体から、市に対して要望書の提出はあるのか。あった場合、主にどのような内容が挙げられていたのか。
- ・ 要望に対する現在の対応状況と、今後の対応はどのように考えているか。
- ・ 手話の日（手話言語の国際デー）に関連する啓発事業の予定と、市民への周知はどのように行ったのか。

7 民生委員・児童委員

(1) 次回改選時の定員充足の見通し

次回改選時の担い手の見通し（増加・現状維持・減少）を問う。

- ・ 次回改選時に、欠員となっている地域は充足される見通しか。

(2) 欠員の理由と対策の効果

欠員が生じている理由と、これまでにを行った対策及びその効果（前回改選時）を確認する。

- ・ 欠員が生じている理由をどのように捉えているか。また、充足に向けたこれまでの取組と、その効果はどうか。

(3) 欠員による影響と今後の方針

欠員による影響と、今後の方針を問う。

- ・ 欠員が生じている地域の福祉サービスの提供等への影響と、今後の確保・育成に向けた方針はどうか。

8 医療的ケア児と家族への支援

(1) 所管の整理

健康福祉部・子ども家庭部・教育委員会にまたがる所管の整理について確認する。

- ・ 医療的ケア児とその家族に対する施策について、市の支援体制はどのように整理されているのか。

(2) ガイドライン策定の目的と進捗状況

- ・ ガイドライン策定の目的と進捗状況、及びその概要（方向性）はどのようなものか。

(3) 令和9年度の入所・入園希望者への対応

- ・ 令和9年度の入所・入園希望者への対応方針はどうか。

(4) 既存計画への反映状況

- ・ 医療的ケア児への支援について、定員適正化計画・学校施設整備計画への反映状況はどうか。

9 放課後子ども教室

(1) 意義・目的と実施状況

- ・ 放課後子ども教室の意義・目的をどのように捉えているか。また、事業に係る計画の有無と、実施状況（実施小学校数・頻度）はどうか。

(2) 今後の方向性と連携型・一体型実施の可能性

- ・ 学童保育所が校内移転予定の小学校における連携型・一体型実施の可能性はどうか。

以 上

●議決すべき事件とする計画等の整理について

＜対象計画等選定に係る限定列举除外理由＞
①法定計画である。
②5年未満の計画である。
③協議会等に諮る計画でない。
④法定協議会等の審査を経た計画である。

No.	所属	計画名	根拠法令等名称	代表的な限定列举除外理由	対象計画	法定協議会等 (存在する場合のみ記載)
1	社会福祉課	第3期香芝市障がい者計画・第7期香芝市障がい福祉計画・第3期香芝市障がい児福祉計画	障害者基本法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 児童福祉法	①法定計画である。	—	香芝市障がい者計画等策定委員会
2	危機管理課	香芝市地域防災計画	災害対策基本法	①法定計画である。	—	香芝市防災会議
3	危機管理課	香芝市国民保護計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	①法定計画である。	—	香芝市国民保護協議会
4	社会福祉課	香芝市障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律	①法定計画である。	—	—
5	介護福祉課	香芝市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画	老人福祉法 介護保険法	①法定計画である。	—	—
6	都市計画課	香芝市都市計画マスタープラン	都市計画法	①法定計画である。	—	香芝市都市計画マスタープラン策定委員会
7	土木課	香芝市水防計画	水防法	①法定計画である。	—	香芝市防災会議
8	国保医療課	香芝市国民健康保険第3期データヘルス計画 第4期特定健康診査等実施計画	国民健康保険法	①法定計画である。	—	香芝市国民健康保険運営協議会
9	人事課	香芝市特定事業主行動計画	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	①法定計画である。	—	—
10	人事課	香芝市障害者活躍推進計画	障害者の雇用の促進等に関する法律	①法定計画である。	—	—
11	環境対策課	第4次香芝市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律	①法定計画である。	—	—
12	農林課	香芝市森林整備計画	森林法	①法定計画である。	—	—
13	保健センター	香芝市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	①法定計画である。	—	—
14	保健センター	第2次香芝市自殺対策計画	自殺対策基本法	①法定計画である。	—	—
15	下水道課	香芝市下水道全体計画	下水道法	①法定計画である。	—	—
16	下水道課	香芝市流域関連公共下水道事業計画	下水道法	①法定計画である。	—	—
17	企画政策課	香芝市教育大綱（第2期）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	①法定計画である。	—	—
18	児童福祉課	第2期香芝市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法	①法定計画である。	—	—
19	下水道課	香芝市下水道ストックマネジメント計画	—	②5年未満の計画である。	—	—
20	農林課	香芝市鳥獣被害防止計画	鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	②5年未満の計画である。	—	—
21	保健センター	第3次健康かしば21計画（第3次香芝市健康増進計画、第3次香芝市食育推進計画）	健康増進法 食育基本法	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
22	都市計画課	香芝市耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
23	都市計画課	香芝市街路整備プログラム	—	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
24	農林課	香芝市アライグマ・ヌートリア防除実施計画	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
25	農林課	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	農業経営基盤強化促進法	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
26	商工観光課	香芝市創業支援等事業計画	産業競争力強化法	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
27	商工観光課	事業継続力強化支援計画	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
28	公園道路管理課	香芝市橋梁長寿命化修繕計画	香芝市公共施設等総合管理計画、インフラ長寿命化基本計画	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
29	公園道路管理課	香芝市大型カルバート長寿命化修繕計画	香芝市公共施設等総合管理計画、インフラ長寿命化基本計画	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
30	公園道路管理課	香芝市横断歩道橋長寿命化修繕計画	香芝市公共施設等総合管理計画、インフラ長寿命化基本計画	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
31	公園道路管理課	香芝市舗装長寿命化修繕計画	香芝市公共施設等総合管理計画、インフラ長寿命化基本計画	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
32	教育総務課	香芝市学校施設の再編等に関する基本方針	香芝市公共施設等総合管理計画、インフラ長寿命化基本計画、香芝市学校施設等長寿命化計画（個別施設計画）	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
33	教育総務課	香芝市学校施設等長寿命化計画（個別施設計画）	香芝市公共施設等総合管理計画、インフラ長寿命化基本計画	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
34	保育課	公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）	香芝市公共施設等総合管理計画、インフラ長寿命化基本計画	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
35	保育課	香芝市新・放課後子ども総合プラン行動計画	子ども・子育て支援法 （子ども・子育て支援事業計画に盛り込む内容であるため。）	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
36	危機管理課	香芝市国土強靱化地域計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
37	下水道課	香芝市汚水処理構想（アクションプラン）	—	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
38	ICT推進課	香芝市情報セキュリティ基本方針	—	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
39	ICT推進課	香芝市DX推進計画	—	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
40	商工観光課	導入促進基本計画	中小企業等経営強化法	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
41	危機管理課	香芝市危機管理指針	—	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
42	危機管理課	香芝市災害時要援護者避難支援計画	—	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
43	教育総務課	通学路交通安全プログラム	通学路における緊急合点検等実施要領	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
44	学校支援室	香芝市いじめの防止等のための基本的な方針	いじめ防止対策推進法	③協議会等に諮る計画でない。	—	—
45	都市計画課	香芝市バリアフリー基本構想	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	④法定協議会等の審査を経た計画である。	—	香芝市バリアフリー推進協議会
46	都市計画課	香芝市空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法	④法定協議会等の審査を経た計画である。	—	香芝市空家等対策推進協議会
47	児童福祉課	こども計画（仮）	こども基本法	④法定協議会等の審査を経た計画である。	—	香芝市子ども・子育て会議
48	都市計画課	香芝市立地適正化計画	都市再生特別措置法 ※香芝市都市計画マスタープランと一体	④法定協議会等の審査を経た計画である。	—	香芝市立地適正化計画策定委員会
49	環境対策課	香芝市環境基本計画（第二次）	環境基本法 香芝市環境基本条例	④法定協議会等の審査を経た計画である。	—	香芝市環境審議会
50	生活安全課	香芝市地域公共交通計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	④法定協議会等の審査を経た計画である。	—	香芝市地域公共交通活性化協議会
51	企画政策課	香芝市第5次総合計画前期基本計画（第2期総合戦略）	—（まち・ひと・しごと創生法）	—	○	香芝市都市経営市民会議
52	管財課	香芝市公共施設等総合管理計画	—	—	○	香芝市公共施設マネジメント推進委員会
53	市民協働課	第3次香芝市男女共同参画プラン	男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	—	○	香芝市男女共同参画推進委員会
54	商工観光課	第二次香芝市商工振興基本方針	—	—	○	香芝市商工振興協議会
55	社会福祉課	第3期香芝市地域福祉計画	社会福祉法	—	○	香芝市地域福祉計画策定委員会
56	都市計画課	香芝市みどりの基本計画	都市緑地法	—	○	香芝市みどりの基本計画策定委員会
57	生涯学習課	第3次香芝市生涯学習推進基本計画	—	—	○	香芝市生涯学習推進基本計画策定委員会

改 正 案	現 行
(議決すべき事件) 第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。 (1) 市の総合計画の策定、変更(軽微なものを除く。以下同じ。) 又は廃止に関すること。 (2) <u>前号に掲げるもののほか、次に掲げる計画</u> _____ _____ _____の策定、変 更又は廃止に関すること。 イ <u>香芝市公共施設等総合管理計画</u> ロ <u>香芝市男女共同参画プラン</u> ハ <u>香芝市商工振興基本方針</u> ニ <u>香芝市地域福祉計画</u> ホ <u>香芝市みどりの基本計画</u> ヘ <u>香芝市生涯学習推進基本計画</u>	(議決すべき事件) 第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。 (1) 市の総合計画の策定、変更(軽微なものを除く。以下同じ。) 又は廃止に関すること。 (2) <u>市行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向(法令により市長その他の執行機関が策定することとされているもの及び特定の地域を対象とするものを除く。)</u> 又は<u>執行について定める計画のうち、その期間が5年以上のもの</u>の策定、変 更又は廃止に関すること。

代 表 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和8年 8月 31日

質 問 者

会 派 香芝市議会公明党

議 員 川 畑 勝 世

香芝市議会議長

中 山 武 彦 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. 带状疱疹の予防接種について ①带状疱疹予防接種の接種状況と周知について ②带状疱疹の症状や後遺症等の周知について ③任意接種への助成について 2. 障害者が利用しやすいスポーツ施設の環境整備につ いて ①香芝市スポーツ公園プールの使用料減免について 3. 近鉄五位堂駅周辺の交通環境と子どもの遊び場の整 備について ①踏切周辺の渋滞対策について ②三和小学校区の公園におけるボール遊びについて 4. 香芝市ふたかみ文化センターのトイレ環境の改善に ついて ①現状と利用者ニーズについて ②トイレ設備の老朽化と今後の改修について ③子どもや子育て世代が利用しやすい環境づくりにつ いて	市長 副市長 健康福祉部 都市創造部 教育部 その他関係 部局

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 带状疱疹の予防接種について

①带状疱疹予防接種の接種状況と周知について

- ・令和7年度の接種率
- ・生ワクチン・組換えワクチンの接種割合
- ・定期接種の機会が生涯1回であることの周知
- ・封筒への明記など、周知方法の工夫

②帯状疱疹の症状や後遺症等の周知について

- ・ 帯状疱疹の症状や帯状疱疹後神経痛の周知
- ・ 現役世代の罹患による仕事や家庭生活への影響

③任意接種への助成について

- ・ 65 歳以上で定期接種対象期間以外の方、50～64 歳への助成

2. 障害者が利用しやすいスポーツ施設の環境整備について

①香芝市スポーツ公園プールの減免について

- ・ 市内施設における障害者への減免状況
- ・ 県内プール施設の減免状況
- ・ 減免制度導入に当たっての課題
- ・ 今後の制度導入の考え

3. 近鉄五位堂駅周辺の交通環境と子どもの遊び場の整備について

①踏切周辺の渋滞対策について

- ・ 渋滞の現状と周辺への影響の対策

②三和小学校区内の公園におけるボール遊びについて

- ・ 三和小学校区の住宅開発と児童数の増加
- ・ ボール遊びを禁止している公園の現状
- ・ 既存公園でボール遊びを可能にする方法
- ・ 新たなボール遊びのできる公園整備

4. 香芝市ふたかみ文化センターのトイレ環境の改善について

①現状と利用者ニーズについて

- ・ 施設の建築時期
- ・ 和式・洋式の設置状況
- ・ 利用者からの意見・要望

②トイレ設備の老朽化と今後の改修について

- ・ 更新計画の有無
- ・ 更新計画がない理由
- ・ 複合施設整備までの改修の必要性

③子どもや子育て世代が利用しやすい環境づくりについて

- ・ 授乳・おむつ替え等の環境整備

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 8年 8月 31日

質問者

議員 福岡 憲 宏

香芝市議会議長

中山 武彦 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. 災害対応 1) 外国人や観光客への対応について 2) 被災地への職員派遣の仕組みについて 3) 職員派遣後の情報フィードバックについて 4) 広域連携の方向性について 5) 避難所の衛生環境について 2. 日本版 DBS こども性暴力防止法関連準備状況について	危機管理監 教育長 教育部 こども家庭 部

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 近年、全国各地で、地震や豪雨、土砂災害など、これまでの想定を超える災害が相次いで発生しています。

災害は、いつ、どこで起こるか分かりません。限られた人員と資源の中で、どれだけ迅速かつ的確に対応できるかという「行政の力」だと考えます。

特に、市民の命と生活を守る最前線に立つのは、市役所の職員です。被災地への応援派遣や避難所運営など、実際の災害現場を経験した職員が得た知識や判断力は、机上の訓練だけでは得ることのできない、非常に貴重な財産です。

しかし、その貴重な経験を、個人の経験で終わらせるのではなく、組織として共有し、次の災害への備えとして蓄積していくことが重要です。

「災害に強いまち」とは、立派な計画書があるまちではなく、いざという時に「動ける職員」と「動ける仕組み」があるまちです。

1) 外国人や観光客への対応について

- ・土地勘のない方に対する対応
- ・帰宅困難となった場合の対応
- ・外国人の場合の対応

2) 職員派遣の仕組みについて

- ・令和6年能登地震の職員派遣
- ・令和8年熊本地震の職員を派遣
- ・奈良県からの職員派遣依頼
- ・派遣職員スキル
- ・通常業務への影響

3) 職員派遣後の情報フィードバックについて

- ・現地での活動状況や課題
- ・情報共有
- ・職員の災害対応能力の向上
- ・避難所運営など災害対応に活かす
- ・職員の経験を組織として蓄積

4) 広域連携の方向性について

- ・他の自治体とどのような広域的な応援体制
- ・他の自治体からの支援
- ・被害状況の把握にドローン活用
- ・自主防災組織の役割
- ・新たな自治体や民間事業者等との災害協定

5) 避難所の衛生環境について

- ・入浴・シャワー環境の確保
- ・水循環式シャワー
- ・水循環式トイレ

2. 近年、子どもたちが安心して学び、成長できる環境を守ることが、これまで以上に重要になっています。特に、学校や保育所、放課後児童クラブなど、子どもと日常的に接する場所において、子どもへの性暴力を未然に防ぎ、万が一の事案を早期に把握し、適切に対応する仕組みを整えることは、行政に求められる重要な責務です。

こども性暴力防止法関連の準備状況について

- ・関係部署の調整
- ・対象範囲
- ・現在の準備状況、推進体制
- ・犯罪事実確認の手続き
- ・現職対応、確認申請後の対応
- ・民間事業者への対応
- ・相談窓口、管理の一本化

一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和8年8月31日

質 問 者

議 員 木下 充啓

香芝市議会議員

中 山 武 彦 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. 令和8年度全国学力・学習状況調査（以下、「全国学力テスト」）の結果と課題、今後の取組について (1) 令和8年度全国学力テストの特徴と本市の結果について (2) 本市の学力の経年変化とこれまでの取組の検証について (3) 学力の底上げと学力差への対応について (4) 生活・学習習慣と学力の関係について (5) ICT活用の「質」と学力向上について (6) 全国学力テストのCBT化の対応について (7) 今後の学力向上の取組について	市長 副市長 教育長 教育部

（要 旨）※できるだけ具体的に記入願います。

全国学力テストについては、令和4年6月、令和5年9月、令和6年9月の一般質問で継続して取り上げてきた。令和4年には本市の学力の現状、学力向上の取組、結果公表の是非を確認し、その後、本市でも結果が公表されるようになった。

これまでの質問では、単年度の平均正答率だけで一喜一憂するのではなく、継続的に学力を高い水準に保つこと、学校・地域・児童生徒によるばらつきを踏まえながら市全体の底上げと平準化を図ることを求めてきた。今回もこの考え方を基本としつつ、単なる全国平均や奈良県との比較から一步進め、①経年変化と過去の施策の検証、②学力分布と学習につまずきを抱える児童生徒への支援、③生活・学習習慣との関係、④ICTの利用量ではなく「活用の質」、⑤CBT化への対応、という新たな視点から確認する。

全国学力テストは、点数や順位を競うこと自体が目的ではない。結果から児童生徒の強みと課題を把握し、授業改善や個別の支援につなげ、その成果を次年度以降に検証することに意味があり、その観点から、以下質問する。

(1) 令和8年度全国学力テストの特徴と本市の結果について

- ① 令和8年度調査について、調査教科、実施方法、結果の示し方など、令和7年度までと比べて変更された点とその意義をどのように捉えているか。特に中学校英語の全面CBT化とIRTによる評価について説明いただきたい。

- ② 本市の小学校国語・算数、中学校国語・数学及び英語の結果について、全国平均との比較を含め、教育委員会としてどのように評価しているか。奈良県の結果が公表・把握できている範囲については、県との比較も併せて示していただきたい。
- ③ 平均値だけではなく、教科・領域・問題形式別に見たとき、本市の児童生徒の「強み」と「課題」はそれぞれ何か。過去に課題とされた「書くこと」「思考力・判断力・表現力等」や記述式問題の無回答率について、改善が見られたのかも確認したい。

(2) 本市の学力の経年変化とこれまでの取組の検証について

単年度の結果は、その学年の特性によって変動する。令和6年9月の答弁でも、「一喜一憂するのではなく、中・長期的に継続して安定的に高い学力水準を目指す」との考えが示された。そこで、これまでの取組を経年で検証する。

- ① 令和4年度から令和8年度までの5年間について、小学校国語・算数、中学校国語・数学の本市の結果は、全国平均との比較でどのように推移しているか。単年度の上下ではなく、中期的な傾向としてどのように評価しているか。
- ② 令和4年度以降、教育委員会及び各学校が実施してきた学力向上策のうち、現在も継続している主な取組は何か。また、見直し・廃止・新規導入した取組があれば、その理由と併せて示していただきたい。
- ③ 過去の答弁で示された、各校とのヒアリング、管理職・教務主任・研究主任等への研修、研究授業の学校間共有、少人数授業、自主学習機会の確保、「書くこと」の系統的指導などについて、どのような成果があったと検証しているか。
- ④ 令和4年6月の質問では、市として全国学力テストに関する具体的な数値目標は設定していないとの答弁であった。点数のみを目標化することには慎重であるべきだが、取組の成果を検証するための指標は必要と考える。現在、教育委員会及び各学校では、どのような指標や基準によって学力向上策の成果を検証しているか。

(3) 学力の底上げと学力差への対応について

市全体の平均正答率が高くても、学習につまずいている児童生徒が一定数存在すれば、平均値だけではその実態は見えない。これまで私も「市全体の底上げ」と「学校間を含む平準化」を求めてきた。今後は平均値だけでなく、学力の分布を見ることがより重要と考える。

- ① 全国平均との比較だけではなく、上位層・中間層・学習につまずきを抱える層など、本市の児童生徒の学力分布をどのように把握・分析しているか。個人や学校が特定されない範囲で、分布の特徴を示していただきたい。
- ② 学習につまずきを抱えている児童生徒をどのように把握し、授業内の個別支援、少人数指導、放課後学習、ICT教材等を含め、どのような支援を行っているか。また、その支援の効果をどのように確認しているか。
- ③ 学校間で結果や課題に違いがある場合、教育委員会はその要因をどのように分析し、課題のある学校への支援や、成果を上げている学校の取組の横展開をどのように行っているか。
- ④ 学力の高い児童生徒をさらに伸ばすことと、学習につまずく児童生徒を支えることの双方が必要である。すべての児童生徒がそれぞれの状況に応じて学力を伸ば

せる教育をどのように実現していく考えか。

(4) 生活・学習習慣と学力との関係について

学力は学校の授業だけで形成されるものではなく、家庭学習、読書、睡眠、スマートフォンや SNS 等の利用など、日常生活・学習習慣とも深く関係する。学校だけに責任を求めるのではなく、家庭との連携も重要である。

- ① 児童生徒質問調査から、本市の家庭学習時間、読書習慣、睡眠、SNS・動画視聴、スマートフォン・ゲーム等の利用状況について、全国と比較してどのような特徴や課題が見られるか。
- ② これらの生活・学習習慣と本市の学力との関係をどのように分析しているか。特に、過去に改善が示された読書習慣や、令和 6 年度に課題として示された「勉強が好き」と答える割合について、その後の変化を確認したい。
- ③ SNS・動画視聴やスマートフォン等については、単に利用を制限するのではなく、適切な利用時間や使い方を児童生徒自身が考える情報モラル・リテラシー、自己管理能力の育成も必要と考える。本市ではどのような取組を行っているか。
- ④ 家庭学習や基本的な生活習慣の改善について、保護者への情報提供や啓発を含め、学校と家庭が共通認識を持って取り組む仕組みをどのように構築しているか。全国学力テストの質問調査結果を家庭への働きかけにも活用していただきたい。

(5) ICT 活用の「質」と学力向上について

1 人 1 台端末の整備から数年が経過し、今後は「端末を使っているか」ではなく、「学びを深めるためにどのように使っているか」が重要である。令和 6 年 9 月の小学校英語教育に関する質問では、課題の配信・提出、情報検索、プレゼンテーション作成、録画機能を使った英会話学習などの活用事例が示された。今回、その先の段階を確認する。

- ① 現在、本市の小・中学校では 1 人 1 台端末を授業や家庭学習でどの程度、どのような目的で活用しているか。学校や教員による活用状況の差も含め、教育委員会はどのように把握しているか。
- ② 調べる、考える、まとめる、発表する、他者の考えと比較する、協働して課題を解決するなど、思考力・判断力・表現力を高めるための ICT 活用をどのように進めているか。単なるドリル学習や情報検索にとどまらない「活用の質」をどのように高めているか。
- ③ 全国学力テスト及び児童生徒質問調査の結果を活用し、ICT の活用状況・活用への自信と学力との関係を本市独自に分析しているか。分析している場合、その結果を授業改善にどのようにつなげているか。
- ④ 効果的な ICT 活用を行っている教員・学校の実践を収集し、市内で共有・横展開する仕組みをさらに充実させる必要があると考えるが、今後どのように取り組むか。

(6) 全国学力テストの CBT 化への対応について

令和 8 年度は中学校英語が全面 CBT で実施され、令和 9 年度からは小・中学校の全教科が CBT で実施される予定である。CBT 化は単なる「紙から画面への変更」ではなく、結果の把握方法や授業のあり方にも関わる変化と考える。

- ① 令和 8 年度の中学校英語 CBT について、本市では接続、端末、ヘッドセット、音声の録音・送信、操作面などを含め、実施上のトラブルや課題はなかったか。あった場合、令和 9 年度に向けてどのように改善するか。
- ② CBT では、画面上で文章や資料を読み、必要な情報を探し、入力・選択・音声回答等を行うため、従来の紙の調査とは異なる操作能力も必要となる。端末操作の習熟度が、本来測るべき学力の結果に影響しないよう、どのような配慮・準備を行っているか。
- ③ 令和 9 年度の全教科 CBT 化に向け、端末更新、ネットワーク環境、同時接続への対応、教職員への研修、児童生徒への事前準備など、現在の準備状況と今後のスケジュールを示していただきたい。
- ④ CBT・IRT の導入により、平均点だけでなく児童生徒一人一人の学力・学習状況をより細かく把握できるようになるとされている。新たに提供されるデータや分析ツールを、本市では個別の学習支援や授業改善にどのように活用していく考えか。

(7) 今後の学力向上の取組について

これまでの取組によって、本市の学力は全国平均を概ね上回る水準となった年度もあり、教育委員会や学校現場の取組は評価したいと考える。一方、学年による変動、記述・表現の力、主体的に学習に取り組む態度、学習につまずく児童生徒への支援など、継続して取り組むべき課題がある。大切なのは、全国学力テストを「受けて結果を確認して終わり」にしないことである。

- ① 全国学力テストの結果を、各学校がどのように分析し、具体的な授業改善や学力向上策に反映しているか。教育委員会は各校の改善計画とその進捗をどのように確認・支援しているか。
- ② 「結果の把握・分析→課題設定→改善策の実施→成果検証→次の改善」という PDCA サイクルを、教育委員会と各学校でどのように確立しているか。特に、前年度に課題とした事項が翌年度に改善したかを検証する仕組みを明確にしていきたい。
- ③ 学力向上に成果を上げている学校や教員の授業方法・取組を教育委員会が把握し、市内全体に横展開する仕組みについて、現状と今後の充実策を示していただきたい。
- ④ 全国平均を上回ることを目標とするのではなく、学習につまずく児童生徒の底上げ、学力の高い児童生徒のさらなる伸長、主体的に学ぶ力の育成を含め、「すべての児童生徒の学力を伸ばす」という観点から、今後どの施策に重点的に取り組むのか、教育長の考えを伺いたい。

学力は子供たちの成長を測る唯一の尺度ではない。しかし、基礎的な知識・技能や、自ら考え、判断し、表現する力は、子供たちが将来の進路や職業を選択し、豊かな人生を送るための重要な基盤となる。家庭環境や学校、地域、個々の得意・不得意によって将来の選択肢が狭まることのないよう、学校・教育委員会・家庭が連携し、必要な学力を身につけられる教育環境を築いていきたいと考える。

最後に、市長と教育長として、本市の学力向上と教育環境の充実を今後のまちづくりの中でどのように位置づけていくのか、見解を伺う。

一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和8年 8月 31日

質 問 者

議 員 野 口 昌 史

香芝市議会議長

中 山 武 彦 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1 情報リテラシー—市民への情報発信と読む力 (1) 「発信強化」路線の3年の総括 (2) 受け手側の読む力について (3) AIを「市民との対話の入口」に (4) 設計思想について 2 教職員等のメンタルヘルスと働きやすい職場環境に ついて (1) 休職・長期療養の実態把握について (2) ストレスチェックの実施と活用について (3) 相談体制の整備と独立性について (4) 管理職によるラインケアについて (5) 時間外在校等時間の縮減について (6) 総括（教育長）	市長 副市長 教育長 市長公室 教育部 その他 関連部局

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1 情報リテラシー—市民への情報発信と読む力

論語に、「民は之に由らしむべし、之を知らしむべからず」という言葉があります。

「民は従わせておけばよい、道理など知らせる必要はない」——愚民政治の言葉として引かれることの多い一節ですが、実はもう一つの読み方があります。「べし・べからず」を可能の意味で読む。すなわち、「民を道に沿って歩ませることはできる。しかし、その道理をすべての人に理解してもらうことは、本当に難しい」——為政者への指図ではなく、孔子の嘆きだった、という読みであります。しかし今、私たちはその嘆きを技術で解ける時代の入口に立っています。

かつて、情報を届ける方法は限られ、しかも大きな費用がかかりました。紙を刷り、人が運び、一軒ずつ配る。二千五百年前、万民に道理を説く手段がなかったのも、突き詰めればこの輸送費の問題も一つの要因であっただろうと考えられます。

いま、ICT 技術は進み、その費用はほぼゼロになりました。しかし、ゼロになったのは送る側だけではございません。あらゆる発信者にとってゼロになった。結果として、市民一人の前には、市の情報も、真偽不明の情報も、等しく並ぶことになったわけがあります。かつての課題は「届かないこと」でありましたが、いまの課題は「届いた中から、何が選ばれるか」であります。

本市の広報について振り返りますと、令和 5 年 3 月、企画部長から「ホームページを機関媒体と位置づけ、早く、広く発信する」との答弁があり、また令和 6 年 6 月には、市長から「戦略的な広報を展開していくためにも、その強化を図ってまいりたい」とのお言葉もありました。

「発信を強く、広く」——この路線で 3 年が経ちました。

本質問では、この 3 年の総括から始め、その先にある一つの空白——情報を受け取る市民の側、「読む力」をどう考えるかを確認し、AI を市民との対話の入口として設計するという提案をさせて頂き、最後に、広報の根本である設計思想についてお聞きする。

(1) 「発信強化」路線の 3 年の総括

まず確認のため

- ① 本市の広報活動は、現在どのような手段で行われているのか。
- ② 広報活動の効果は、現在どのような指標で測定されているのか。(広報紙、ホームページ、LINE などの SNS、それぞれについて)
令和 5 年 3 月の答弁では、「市の取組に対する市民の認知度は決して高いとは言えない」との率直な現状認識も示されていたが、
- ③ あれから 3 年、ホームページの機関媒体化、SNS 連携、プレスリリース強化等の掲げられた取組はどこまで進み、市民の認知度は上がったと評価されているのか。
令和 6 年 6 月、市長は就任直後に「秘書広報課の広報技能の向上」「戦略的な広報の展開」について述べておられました。あれから 2 年余り。
- ④ この 2 年間の広報戦略を、市長ご自身はどのように総括されておられるのか。手応えと課題を、率直にお聞かせいただきたい。

(2) 受け手側の読む力について

令和 5 年 3 月の企画部長答弁に、重要な一節があった。―「市民は様々な方法で情報をキャッチし、その中から取捨選択して受け取る形となっている」―これは行政自身が、受け手が選ぶ時代だと、3 年前に認識していたということである。

国も昨年、情報流通の健全性は、発信・伝送・受信という三つの過程それぞれで担い手が役割を果たすことで確保される、という考え方を示している。すなわち発信は、三分の一ということである。

⑤ 市民が情報を取捨選択する力、行政情報を読み解く力。この「受け手の側の力」を支え、育てる視点に立った施策は、この 3 年間で何かあったか。

⑥ 「届いたか」だけでなく、「意味が届いたか」「市民が考える入口になったか」広報の評価にこうした視点を加えることに対する見解について。

受け手を大切にすることとは、市民に読むことを求めるだけではない。市がその声を聴き返すこと、広報と広聴が一对であることもまた、市民を主体として遇することである。

⑦ 発信した情報が市民にどう受け止められたかを聴き取り、次の発信へ活かす。こうした双方向の回路は、現在どのように設計されているか。

⑧ 市民の「読む力」を支える具体策として、生成 AI による偽・誤情報の判別技術の開発及び実証を進めている国の取組と連携していく考えはあるのか。

(3) AI を「市民との対話の入口」に

総務省の調査では、広報資料の校正は生成 AI の効果が出やすい業務に挙げられており、広報と AI の相性は、国も裏づけている。

⑨ この AI 活用を、市民との接点（情報発信や問い合わせ対応の入口）に展開していく構想は、現在あるのか。

【提案】 全員に同じものを一斉に配るプッシュ型に加え、市民一人ひとりの「問い」に応じて、関連する情報と、考えるための材料を渡す。いわば AI オンデマンド型の情報提供という設計について。答えを与えて終わるのではなく、考える入口を渡す。問いが先にあれば、人は自分から情報を探しにいく。読む力は、講座で教え込むものではなく、良い情報との出会いの中で引き出される。

⑩ 上記の提案に関して、現在庁内で進む生成 AI 活用の知見を土台に、「問いに応える広報」の研究・検討を始める考えはないのか。

(4) 設計思想について

ここまで、送り手の工夫と、受け手の読む力を、分けて述べてきた。しかし核心はこの二つを別々の課題として扱わないことであると考えている。市民の読む力が育てば、行政はより深い情報を、安心して届けられる。送り手と受け手は、一方を高めれば他方が育つ―支え合う一つの関係である。

⑪ 広報の改善と、市民の読む力を育てることを、別個の施策としてではなく、互いに強化し合う一体の設計として捉える。この視点を、本市の広報の基本的な考え方に据えていくことについて

- ⑫ 市民を「知らせる対象」と見るのか、「共に考える主体」と見るのか。本市の広報の根本にある設計思想について

2 教職員等のメンタルヘルスと働きやすい職場環境について

教育の世界には「教育は人なり」という言葉があります。これまで主に「よい教師が、よい教育をつくる」という意味で使われてきました。しかし、もう一つ、違った角度からの読み方もあると考えている。

教育が「人」であるならば、その人が損なわれたとき、教育もまた損なわれる。教師は教育の手段ではなく、教育そのものである。だからこそ、その人を守ることは、子どもの学びを守ることと、同じ一つのことでありという読み方である。

本市の教職員が、心身ともに健康に、そして教師としての誇りをもって働き続けられる職場環境をどう整えるか—この観点から、一次予防（未然防止）を軸に、実態把握・ストレスチェック・相談体制・管理職のラインケア・在校等時間の 5 つの柱から質していく。

（1）休職・長期療養の実態把握について

昨年 12 月公表の文部科学省の調査では、精神疾患で休職した公立学校の教員は、全国で 7087 人。2 年続けて 7 千人を超えており、教員の精神疾患による病気休職が高い水準で続き、小学校・30 代に多い傾向が示されている。

- ① 本市の公立小中学校における、精神疾患を理由とした休職者数および 1 か月以上の病気休暇取得者数の直近 5 年間の推移を、市教育委員会としてどのように把握しているか。
- ② 休職・長期療養に至った事案について、その要因（指導上の困難・職場の人間関係・業務負担等）を、個人が特定されない形で類型的に把握・分析しているか。

（2）ストレスチェックの実施と活用について

- ③ 本市公立学校教職員のストレスチェック、実施主体・受検率・集団分析の実施状況について
- ④ 令和 7 年の労働安全衛生法改正により、これまで努力義務だった 50 人未満の事業場にもストレスチェックが義務化され、令和 10 年 4 月施行の方向が示されている。50 人未満の事業場には産業医の選任義務がなく、実施者・面接指導医の確保が課題となるが、施行を待たず本市として準備を進める考えはあるか。

（3）相談体制の整備と独立性について

- ⑤ 教職員が不調の初期に自ら気づき対処できるセルフケアの機会（研修・情報提供）や、校内のラインを介さず直接相談できる外部の相談窓口（公立学校共済組合の相談事業・保健師・EAP 等）は用意されているか。

保護者や外部からの過剰・不当な要求に教員個人を抱え込ませず、学校・教育委員会が組織として受け止める体制については、令和 6 年 6 月定例会の代表質問でも取り上げられ、教育部長から、天理市『ほっとステーション』のような相談窓口の設置に関心を示しつつ、人的資源や場所の確保が課題であるとの答弁があったが、

⑥ その後、本市における検討状況・進捗はどうなっているか。あわせて、こうした外部からの要求や校内の人間関係の悩みが教職員の精神的健康に直結することを踏まえ、通常管理職ラインを介しにくい事情がある場合でも、教職員が安心して相談・救済を求められる独立した相談経路は確保されているか。

(4) 管理職によるラインケアについて

⑦ 不調の早期発見と職場環境改善において校長・教頭が担うラインケアについて、管理職への研修はどのように実施されているか。

⑧ 多忙な現場で管理職が個々の教員の変調に気づける具体的な手立て（定期的な面談・声かけ・勤務状況の可視化等）はあるか。

(5) 時間外在校等時間の縮減について

⑨ 本市教員の時間外在校等時間の実態と、上限指針（月 45 時間・年 360 時間）の遵守状況をどのように把握しているか。また、令和 7 年の給特法改正により教育委員会に策定・公表が義務付けられた『業務量管理・健康確保措置実施計画』について、本市の対応状況はどうか。

⑩ 業務削減・支援人材の配置・ICT 活用など、在校等時間の縮減に向けた具体策と、その効果検証はどうなっているか。

(6) 総括（教育長）

⑪ 以上を踏まえ、教員が心身ともに健康に、そして教師としての誇りをもって働き続けられる職場環境を、本市教育委員会としてどのような理念と決意で整えていくのか。子どもの豊かな学びは、それを支える教職員が守られてこそ実現するものと考えているが、教育長の所見をお伺いしたい。

一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 8 年 8 月 31 日

質 問 者

議 員 筒 井 寛

香芝市議会議員

中 山 武 彦 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. 平成28年に発生した一般廃棄物収集業務を民間事業者 に委託する為の業者選定に関わる官製談合事件 に伴い、香芝市が被った損害を当時の行政責任者に 求償することについて (1)事件の経緯 (2)損害の規模と発生の理由 (3)損害に対する求償権について 2. 児童生徒への有害薬物使用防止教育について (1)市内の有害薬物事案の有無 (2)有害薬物の公衆衛生としての啓発 (3)教育現場での有害薬物に関する指導・学習	市 長 市民環境部 健康福祉部 教 育 部

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 平成28年に本市で発生した、一般廃棄物収集業務を民間委託する為の業者選定の
プロポーザルにおいて、業者選定作業完了の前に、請負業者が決まっており、その業
者にのみ、行政側の情報が漏洩していたことが発覚し、市が提訴され、地裁判決で敗
訴、その後、控訴審、上告審でも完全全面敗訴となり、令和5年には事件とその後の
不当利得返還が確定したこと、また、返還完済で本件は解決したものとされたが、令
和7年、原告が要した裁判費用が確定し、敗訴した本市がその補償を命じられ、令和
7年12月議会に提出された補正予算により支払いがなされている。その金額は72
0万円を超える莫大なものであり、これは本市にとっての大きな損害である。これは、
本来ならば、この事件の主犯者に市から請求しなければならないものであると思われ
るが、本事件における主犯者は未だ確定に至らず、その者への請求は不可能である。

しかし、市の公金の損害を無視することはできず、ならば、本事件の発生の原因が
異常なまでの短期間でのプロポーザルを強行したことからであるとするならば、その
施策の責任者が、主犯者が確定されるまで一旦、市の損害を補填すべきではないのか、
との考えを問う。

2. 近年、違法有害薬物の蔓延が危惧されている。特に、「ゲートウェイドラッグ（入門薬物）」と呼ばれる大麻の使用が大きく増加傾向にあり、また、使用者の低年齢化も進んでいる。それらは、入手が比較的容易であり、薬効も軽微であることから、国民レベルでの大麻使用に対する心理的ハードルも低く、今、危機感をもって対処していく必要性が叫ばれている。県内においても大都市近郊という地理的条件を持つ本市において、成人に対する公衆衛生上の課題としての薬物防止啓発も重要であるが、やはり小・中学生の内から教育として、薬物の危険性を十分に周知させ、有害な薬物に触れないこと、触れる可能性がある環境に近付かないこと、など、取り組んでいく必要があるとの考えから、本市の違法有害薬物に関する現状と取り組みを問う。

代 表 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第 6 3 条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 8 年 8 月 3 1 日

質 問 者

議 員

川田 裕

香芝市議会議長

中 山 武 彦 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目	1 署名簿と利用登録者名簿の照合(名寄せ)に係る安全管理措置及び意思決定過程の記録の存否について	1. 市長 関係職員
中項目	①データ抽出時の事前申請・承認・アクセスログ及び従事職員の限定に係る記録の存否について	2. ①教育長
※箇条書で記入ください。	②中間データ(突合用リスト・一時ファイル等)の廃棄・消去確認に係る記録の存否について	②市長
	③「本市として決定した」とする意思決定過程と、決裁・合議文書「不存在」との整合性について	③市長
	④記録が存在しない場合における安全管理措置義務(法第 66 条・第 69 条第 4 項)の履行状況と再発防止策について	④担 当 部 長
	⑤総括	⑤答 弁 者 は 指 名 す る。
	2 保有個人情報の適正な取扱いと職員の端末稼働ログの管理について	3. ①市長
	①執行機関相互間における保有個人情報の提供手続とその運用実績について	4. ① ② ③ 市 長
	②職員が使用する端末の稼働ログの取得、保管及び利用に係る管理体制について	5. ①担 当 室 長
	③教育委員会事務局職員に係る稼働ログの取得の有無と手続の適法性について	②市長
	④情報セキュリティ関係規程の改正経緯と適用範囲について	③答 弁 者 は 指 名 す る。
	⑤総括	
	3 市長の行政報告における退職者の退職理由に関する認識について	
	①「職場環境への不満とする少数」の対象について	
	4 時間外勤務の適正化に関する依命通達の法的根拠 — 労働基準監督機関の職権の範囲について	
	①労働基準監督機関の職権(地方公務員法第 58 条	

	第 5 項) と、任命権者・服務監督権者の業務命令権との区別について ② 労働基準監督機関の職権に、時間外勤務を命じ・禁止し、その上限・事前承認を定める「命令権」が含まれるか、その法的根拠について ③ 総括 5 市長、副市長への秘書広報課及び総合政策課の職員の起立挨拶について ①市長、副市長への挨拶の 1 日平均の起立回数 ② 6 月議会以降の職員起立挨拶の状況 ③総括	
--	---	--

(要 旨) ※ できるだけ具体的に記入願います。

1 署名簿と利用登録者名簿の照合（名寄せ）に係る安全管理措置及び意思決定過程の記録の存否について

令和 8 年 3 月 3 日から 4 日にかけて、都市政策交通課は、市民 1,620 名分の「デマンドタクシー値上げに反対する要望書（署名簿）」の氏名・住所と、市が保有する「デマンド交通利用者の登録情報」との対照（照合）作業を実施した。市長は令和 8 年 4 月 20 日付け回答書（香都交第 24 号）において、当該照合を「本市として決定したものであり、市政の最終的な責任者は市長である」と回答している。個人情報保護に関する法律（以下、「法」という。）第 66 条は保有個人情報の漏えい・滅失等の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を義務づけ、法第 69 条第 4 項は目的外利用に従事する職員の限定を求めている。

本項では、弊職（川田）が令和 8 年 6 月 22 日付けで行った開示請求（延長通知は香都交第 99 号）及び関連する開示決定で明らかとなった事実を踏まえ、当該照合作業における安全管理措置の実施状況及び意思決定過程の記録の存否を、以下の各点について具体的に問う。

①データ抽出時の事前申請・承認・アクセスログ及び従事職員の限定に係る記録の存否について

担当職員が利用者登録情報（システム又は台帳）から個人情報を抽出（ダウンロード・印刷・画面コピー等）するにあたり、個人情報保護管理責任者（所属長等）に対する事前のデータ利用申請及びその承認、並びにシステムへのアクセスログの記録が存在するか。あわせて、法第 69 条第 4 項に基づき当該作業に従事する者を特定の部局又は職員に限定・指定した命令書・作業指示書・業務分担表等が存在するか。事実関係を問う。

②中間データ（突合用リスト・一時ファイル等）の廃棄・消去確認に係る記録の存否について

照合作業の終了後、作業に用いた中間データ（抽出リスト、突合用に作成したエクセルファイル等の一時データ）や印刷物が、情報漏えい防止のため確実に廃棄・消去されたことを確認又は報告した文書（廃棄記録・消去確認書等）が存在するか。存在しない場合、これらの中間データが現在も残存している可能性を含め、市の管理状況を問う。

③「本市として決定した」とする意思決定過程と、決裁・合議文書「不存在」との整合

性について

市は、意思決定過程を問うた開示請求に対し、決定・指示・決裁を示す文書を「行政文書が不存在のため」として不開示（香都交第 34 号）とした。一方、香芝市事務決裁規程第 6 条第 18 号は「個人情報の保護に関すること」を部長の専決事項と定め、同規程第 40 条第 2 項第 8 号は文書法制課長への合議を義務づけている。「本市として決定した」以上、これらの決裁起案及び合議の手続が履践されたはずである。当該手続が履践されたか否か、及び組織的決定と決裁文書「不存在」との論理的整合性について、事実関係と市の説明を問う。

④記録が存在しない場合における安全管理措置義務（法第 66 条・法第 69 条第 4 項）の履行状況と再発防止策について

仮に①から③までに掲げる記録が真に不存在であるとすれば、それは法第 66 条の安全管理措置及び法第 69 条第 4 項の職員限定を欠いたまま市民の個人情報を取り扱ったことを意味しないか。これまでの答弁を踏まえ、安全管理措置義務の履行状況について総括的に問うとともに、目的外利用に係る手続の明確化、決裁・記録の徹底、従事職員の限定等、再発防止に向けた具体的対策を問う。

⑤総括

2 保有個人情報の適正な取扱いと職員の端末稼働ログの管理について

①執行機関相互間における保有個人情報の提供手続とその運用実績について

法第 69 条第 2 項に基づき、教育委員会が保有する個人情報を市長部局に提供する場合の手続、根拠規程及び様式について確認する。併せて、令和 7 年度以降における当該手続の運用実績、すなわち決定件数、対象となった個人情報、利用目的及び提供に付された条件について問う。

②職員が使用する端末の稼働ログの取得、保管及び利用に係る管理体制について

本市は資産管理ソフトウェアにより、職員が使用する端末の起動・終了時刻等の稼働ログを収集し、入札仕様書上、最大 5 年間保存することとしている。当該ログの管理主体、現在の保存状況、閲覧又は抽出することができる者の範囲、閲覧・抽出に係る申請及び承認の手続、並びに閲覧・出力が行われた事実を記録する仕組みの有無について問う。併せて、これらを定めた情報セキュリティ実施手順が存在しないことについて、市の認識と今後の対応を問う。

③教育委員会事務局職員に係る稼働ログの取得の有無と手続の適法性について

市長又は市長の補助機関に属する職員が、教育委員会事務局に所属する職員の端末稼働ログを取得し、又はこれを時間外勤務命令の記録と照合した事実の有無を問う。取得した事実がある場合には、法第 69 条第 2 項に基づく申請及び教育委員会の決定を経たか否か、その適法性を問う。また、令和 8 年 3 月 2 日に開催された部長等会議における市長の発言について、その事実関係及び発言の根拠を問う。

④情報セキュリティ基本方針の適用範囲と執行機関の独立性について

令和 8 年 4 月 1 日施行の香芝市情報セキュリティ基本方針の改正において、議会用ネットワーク及び議会議長から議会議員等に貸与された端末を適用対象外とする規定が新設された経緯及び理由を問う。併せて、議会事務局及び教育委員会事務局の職員が執務に使用する端末が引き続き適用対象とされ、その稼働ログが市長部局において収集・保管されていることについて、二代表制及び地方自治法上の執行機関の独立性の観点から、市の認識と今後の対応を問う。

⑤総括

これまでの答弁を踏まえ、総括的に質問する。併せて、本件については個人情報保護委員会への情報提供を予定しており、同委員会から本市に対して照会又は調査があった場合の対応方針を問う。

3 市長の行政報告における退職者の退職理由に関する認識について

①「職場環境への不満とする少数」の対象について

令和8年6月定例会の行政報告で市長が述べた、退職理由に「心身の不調や職場環境への不満とするものが少数ながらある」との認識について、その対象に特定の部署の職員が含まれるかを、改めて問う。

4 時間外勤務の適正化に関する依命通達の法的根拠 — 労働基準監督機関の職権の範囲について

① 労働基準監督機関の職権と、業務命令権との区別について

地方公務員法第58条第5項は、人事委員会を置かない地方公共団体においては、「職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権」を地方公共団体の長が行うと定めている。この職権は、使用者が労働基準関係法令を遵守しているかを監督し、是正させる権限である。一方、職員に時間外勤務を命じ、又は禁止し、その上限や事前承認を定める権限は、任命権者・服務監督権者が有する「業務命令権（執行権限）」であり、両者は性質を異にする。この区別についての市の認識を問う。

② 労働基準監督機関の職権に「命令権」が含まれるか、その法的根拠について

市長はこれまで、当該依命通達の法的根拠を問われるたびに、「労働基準監督機関は市長であるから問題ない」旨の答弁を繰り返してきた。しかし、労働基準監督機関の職権の中に、職員に対し時間外勤務を命じ・禁止し、上限・事前承認を定める「命令権」は含まれない。含まれるとするならば、労働基準法その他の法令の根拠条項を示すよう求める。条項を示せない場合、当該依命通達は「労働基準監督機関としての行為」としては正当化できないこととなる。この点の法的根拠を明確に問う。

③ 総括

これまでの答弁を踏まえ、労働基準監督機関の職権に時間外勤務の命令権が含まれるか否かを確認し、当該依命通達の法的な位置づけについて総括的に問う。

5 市長、副市長への秘書広報課及び総合政策課の職員の起立挨拶について

①市長、副市長への挨拶の1日平均の起立回数等

市長、副市長への起立挨拶は、どのような場合に行われているのか。また市長、副市長への挨拶は、1日平均で何回行われているかを問う。

②6月議会以降の職員起立挨拶の状況

6月議会以降の職員起立挨拶の状況を問う。

③ 総括

答弁による。

一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 8年 8月 31日

質 問 者

議 員 清 川 希 代 子

香芝市議会議長

中 山 武 彦 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入ください。	1 災害への備えについて (1)ペットと共に暮らす市民への災害対策について (2)ペット防災を含めた地域防災力の向上について	市長 副市長 教育長 危機管理監 市民環境部 教育部 都市創造部 その他関係 部局
(要 旨)※できるだけ具体的に記入願います。 大項目1 災害への備えについて 近年、全国各地で大規模な地震や風水害が相次いでおり、本市においても、大規模災害の発生を想定した平時からの備えを一層進めていく必要があります。 本市において大規模な地震等が発生した場合、多くの市民が避難を余儀なくされることが想定されます。 災害時には、高齢の方、障がいのある方、乳幼児を連れた方、外国人の方など、様々な事情を抱える市民が避難することになります。 そして、その中には、ペットと共に暮らしている市民も当然おられます。 ペットがいることを理由に避難をためらい、市民自身の命が危険にさらされることがあってはなりません。		

ペット防災は、ペットを守ることだけを目的とするものではなく、ペットと共に暮らす市民が災害時に適切な避難行動をとることができる環境を整え、市民の命を守るための防災施策の一つであると考えます。

こうした中、環境省では、令和 6 年能登半島地震等における課題やこれまでの災害対応を踏まえ、令和 8 年に「人とペットの災害対策ガイドライン」の改定に向けた見直しが進められています。

今回の改定では、飼い主自身による平時からの備えを基本としながら、自治体における飼い主への普及啓発、ペットとの同行避難への対応、避難所における受入体制、関係部署や関係団体等との連携など、災害時に人とペットが共に安全を確保するための取組を、より実効性のあるものとしていくことが求められています。

本市においても、こうした国の動きを踏まえ、ペットと共に暮らす市民が災害時に避難をためらうことのないよう、平時から必要な備えを進めていくことが重要であると考えます。

一方、大規模災害時には、行政だけですべての課題に対応することには限界があります。

市民一人ひとりによる自助、地域による共助、行政による公助を基本としながら、自治会、自主防災組織、防災士、専門的な知識や経験を持つ市民、関係団体、企業等、地域に存在する様々な力を平時からつなぎ、それぞれの力を災害時に生かすことが重要です。こうした観点から、令和 8 年に進められている国の「人とペットの災害対策ガイドライン」の改定も踏まえ、ペットと共に暮らす市民の災害への備えを進めるとともに、ペット防災を含め、市民、地域、専門人材、関係団体、企業及び行政が連携し、本市全体の地域防災力を高めていくことについて伺います。

中項目(1)ペットと共に暮らす市民の災害への備えについて

大規模災害が発生した場合、多くの市民が避難を余儀なくされ、その中にはペットを伴って避難する市民も一定数おられることが想定されます。

実効性のあるペット防災を進めるためには、本市における避難者の想定や、容易ではないことは十分承知しておりますが、市内のペットの飼育状況など、まず現状を可能な範囲で把握し、災害時にどのような状況が生じるのかを想定しておくことが重要であると考えます。

また、環境省の「人とペットの災害対策ガイドライン」においては、災害時におけるペット対策について、飼い主自身による平時からの備えを基本としながら、自治体においても、飼い主への普及啓発、ペットとの同行避難への対応、避難所における受入れ、関係機関等との連携などを進めることが示されています。

災害時にペットを伴って円滑に避難するためには、飼い主自身が、しつけ、健康管理、備蓄、所有者明示、避難先の確認などについて、日頃から備えておくことが基本となります。

そのため、市としても、既存の広報媒体や市民への通知等の機会を活用しながら、飼い主自身による自助の重要性や同行避難について、継続的に周知・啓発していく必要があると考えます。

実際に災害が発生した際には、ペット同行避難者をどのように受け入れるのか、人とペットの生活空間をどのように分けるのか、猛暑、厳寒、豪雨等の場合にどのように対応するのかなど、避難所運営上の様々な課題が想定されます。

本市の指定避難所には、小中学校の体育施設等、それぞれ構造、設備、敷地条件等の異なる施設があることから、それぞれの施設の特性を踏まえた受入れや住み分け、車中避難等への対応について、関係部署や施設管理者等が平時から情報を共有し、検討しておくことが重要です。

また、指定避難所だけではなく、一時避難地となる公園、ペットを伴う車中避難、民間施設等の活用など、様々な避難形態についても想定しておく必要があります。

さらに、避難所における受付、住み分け、動線、衛生管理、ペットの飼養場所、車中避難等について、訓練や検証、関係者との意見交換等を通じて、平時から課題を把握しておくことも重要であると考えます。

こうした取組を行政だけで進めるのではなく、獣医師、動物病院関係者、ペット防災に関する専門的な知識や資格を有する人材、関係団体、企業等とも平時から連携し、それぞれの知識、経験、資源等を生かすことのできる協力関係を構築しておく必要があります。

以上を踏まえ、大規模災害時におけるペットとの同行避難に対する本市の基本的な認識、飼い主自身による備えと普及啓発、職員の知識の習得、避難所等における受入れや人とペットの住み分け、学校・体育施設・公園等の活用、車中避難、訓練や検証、専門人材・関係団体・企業等との連携など、ペットと共に暮らす市民が災害時に避難をためらうことのない環境の整備について、本市の考えを伺います。

中項目(2)ペット防災を含めた地域防災力の向上について

大規模災害が発生した場合、行政だけですべての避難者や地域の課題に対応することには限界があります。

そのため、市民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、自治会、自主防災組織、防災士をはじめ、防災や災害対応に生かすことのできる資格、専門知識、経験を持つ市民、関係団体、企業等、地域に存在する様々な力と行政が平時からつながり、地域全体で災害に備えることが重要であると考えます。

防災に関する資格や知識は、取得すること自体が目的ではありません。
身につけた知識や技能を平時から地域の防災活動に生かし、継続して学び、訓練や実践を重ねることで、災害時に実際に地域で力を発揮できる人材へとつなげていくことが重要です。

また、防災士だけでなく、獣医師、動物病院関係者、ペット防災に関する専門的な資格や知識を持つ方など、市内には防災や災害対応に生かすことのできる様々な知識、資格、経験を持つ市民がおられます。

こうした人材をペット防災や本市全体の地域防災を支える人材として生かしていく視点も必要です。

行政、自治会、自主防災組織、市民、防災士、専門人材、関係団体等が平時から共に学び、訓練し、顔の見える関係を築いておくことは、災害時の迅速な対応だけでなく、市民一人ひとりの防災意識や地域全体の防災力を高めることにもつながります。

その中に、ペットとの同行避難や人とペットの住み分け等についても避難所運営上の課題の一つとして取り入れることで、ペット防災だけを切り離すのではなく、本市全体の防災対策の中で実践的に検討していくことができると考えます。

また、ペット防災は危機管理部門だけで完結する課題ではなく、飼い主への啓発、動物に関する施策、公園、学校や体育施設等における避難所運営、福祉避難所等、複数の部署に関係する横断的な課題です。

そのため、関係部署が必要な情報や課題を共有し、それぞれの役割を認識した上で、庁内横断的に連携して取り組むことが重要です。

ペット防災だけを切り離して個別に推進することを求めるものではありません。

総合的な防災対策の中で進めるとしても、ペットと共に暮らす市民の災害対策について、何を検討し、何に取り組む、何が実現できたのか、その成果や課題を整理・検証し、次の取組につなげていく必要があります。

市民への普及啓発、職員が学ぶ機会、庁内連携、専門人材や関係団体、獣医師、企業等との連携、避難所における受入体制や人とペットの住み分け、訓練等について、実施可能なものから段階的に取り組み、その成果や課題を今後の避難所運営や防災施策へ生かしていくことが重要であると考えます。

さらに、現在、香芝市地域防災計画におけるペット防災に関する記載は限定的であることから、今後の取組や検証によって得られた成果や課題も踏まえ、地域防災計画や避難所運営マニュアル等について、より実効性のある内容へと充実させていく必要があると考えます。

以上を踏まえ、防災士をはじめとする地域の防災人材の育成・活用、市民・地域・専門人材・関係団体・企業等との連携、実践的な防災訓練や研修、ペット同行避難を含めた避難所運営上の課題への対応、庁内における横断的な連携、実施可能な取組からの段階的な着手、取組の検証及び地域防災計画・避難所運営マニュアル等への反映について、本市の

考えを伺います。

最後に、ペット防災を含めた本市の地域防災のあり方と、今後の方向性について、《市長》に総括的な見解を伺います。

災害時には、高齢の方、障がいのある方、乳幼児を連れた方、外国人の方など、様々な事情を抱える市民が避難することになります。

そして、その中には、ペットと共に暮らしている方も当然おられます。高齢の方がペットと暮らしていることもあります。障がいのある方がペットと暮らしていることもあります。乳幼児を連れたご家族が、ペットと共に避難されることもあります。外国人の方がペットと暮らしていることもあります。

つまり、これらはそれぞれ別々の問題ではありません。

本市には、市民や地域、防災士をはじめとする専門人材、関係団体、企業など、防災に生かすことのできる多様な人材や地域資源がすでに存在しており、高い潜在力を有していると考えます。

こうした地域の力を有効に活用し、それぞれが持つ知識や経験、専門性をつなぎ、行政と連携して生かしていくことで、本市の地域防災力をさらに高めていくことができるのではないのでしょうか。

ペットと共に暮らす市民を含め、様々な事情を抱える市民が災害時に避難することを躊躇することのない、誰一人取り残さない地域防災を進め、本市全体の地域防災力を高めていくことについて、市長の見解を伺います。

また、ペット防災を市民の命を守るための防災施策の一つとして捉え、市民や地域の力も生かしながら、実施可能な取組から着手し、今後の本市の災害対策につなげていくことについて、市長の見解及び今後の方向性を伺います。

一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和8年 8月31日

質 問 者

議 員 吉田 弘明

香芝市議会議員

中 山 武 彦 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1) 高齢者の安全安心な生活確保（交通） ① デマンド交通の現状と課題 ② コミュニティバスのルート見直し・停留所増加計画 ③ 奈良交通の減便について（尼寺・白鳳台エリア） 2) 市中心エリア外の地域活性について ① 関屋・穴虫エリアのインフラ ② " の公共交通 ③ " の地域活性政策 ④ 総合公園計画 ⑤ 地域計画総括	市長 副市長 都市創造部 教育部

（要 旨）※できるだけ具体的に記入願います。

1) 高齢者の安全安心な生活確保・・・自家用車がなくても暮らせるまちづくり

① 4月1日から8月31日現在、デマンド交通（タクシー）の利用度について

- ・令和7年度の8月末の同月との比較。売上高、利用回数、相乗り率
- ・集中予約していた方々の予約頻度
- ・全体の利用度が低くなった原因
- ・市民にとって値上となり、市の年間支出が増え、利用が20%以上減少
- ・公共交通運賃等助成事業の申請状況について
- ・チケット利用希望者（申請者）に対して市の対応
- ・対象を65歳以上に引き下げた理由

② コミュニティバスの路線見直し、停留所の増加計画について

- ・広報かしば掲載内容の確認
- ・今現在の停留所状況と増加計画の考え方
- ・改善される主要なエリア
- ・4月～8月末までのコミバスの利用状況について
- ・デマンドの料金改定とコミバスへの利用転換の関係性
- ・令和9年1月スタートのスケジュール感

③ 奈良交通バスの廃線計画と減便計画への対応について

- ・スタート時期、奈良交通からの申し入れ内容について
- ・王寺町との協議と王寺町の対応
- ・負担金額（補助金）
- ・白鳳台、尼寺の住民の声
- ・通学や通勤者への影響度
- ・コミバスやデマンドの対応
- ・香芝市地域公共交通計画について

2) 市の中心地以外のエリアにおいて「疎外感を感じる、市の予算をかけてもらっていない、市政に偏りを感じる」という声について

① 関屋・穴虫エリアのインフラの進捗

- ・尼寺関屋線の進捗
- ・穴虫田尻線の進捗
- ・165号の進捗

② 公共交通の充実度

- ・今回のコミバスルート改編での充実度
- ・晴美台児童の小中学校へのアクセス

③ 地域活性化策について

- ・関屋地区で取り組んでいる地域活性化策
- ・大阪樟蔭女子大学跡地の活性化策進捗度
- ・県や市の公共建物、施設（コミュニティセンター）などの計画の有無

④ 総合公園エリアの計画について

- ・進捗とスケジュール感
- ・総合公園全体の具体的計画案
- ・新165号と総合公園及びどんづる峯を一体化した考えについて

⑤ 地域政策の総括

一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和8年 8月31日

質問者

議員 小西 高吉

香芝市議会議員

中山 武彦 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入ください。	1. スポーツを活用した地域活性化について (1) スポーツを活用した地域活性化の考え (2) 交流人口と地域経済の考え (3) 官民連携の考え (4) 大会・合宿誘致の考え 2. 放課後児童クラブ（学童保育）について (1) 児童1人あたりの専用区画（おおむね1.65㎡以上）の考え (2) 弾力的受入れの考え (3) 支援の単位（おおむね40人以下）の考え	市長 副市長 関係部局
1. スポーツを活用した地域活性化について (1) スポーツを活用した地域活性化の考え ①スポーツを活用して地域の活性化に有効な政策手段の一つになると考えるか。 ②答弁により質問する。 (2) 交流人口と地域経済の考え ①市外から人を呼び込むスポーツ大会やスポーツイベントには、交流人口を増加させ市内での消費を生み、地域経済の活性化につながる可能性があると考えるが、市の考えは。 ②答弁により質問する。 (3) 官民連携の考え ①スポーツを活用した地域活性化を進める場合、行政と民間事業者、スポーツ団体等が連携して取り組むことは重要だと考えるが、市の考えは。 ②答弁により質問する。 (4) 大会・合宿誘致の考え ①スポーツ大会や合宿等を通じて市外から人を呼び込み、交流人口や地域内消費を増やす取組みについて、まずは具体的に研究・検討していく考えは。 ②答弁により質問する。 ③以前に答弁している健民グラウンドを人工芝にする際、約3億円の予算がかかるとの答弁の内訳は。		

2. 放課後児童クラブ（学童保育）について

(1) 児童 1 人あたりの専用区画（おおむね 1.65 m²以上）の考え

- ①児童 1 人あたりの生活空間の考えは。
- ②各学童保育所で、直近 1 年間で最も利用人数が多かった日の児童数と、その日の児童 1 人あたりの専用区画面積は。
- ③香芝市立学童保育所運営指針では、1.8 m²を確保するよう努めることと明記していることから少なくとも国が示している 1.65 m²を確保する考えか。
- ④1.65 m²を確保できていない学童保育所は、いつまでに改善するのか。

(2) 弾力的受入れの考え

- ①弾力的受入れは、何を根拠に「管理・運営に支障がない」と判断しているのか。
- ②定員を超えて臨時に受入れる際、専用区画を施設・支援単位ごとに計算しているのか。
- ③その際、支援単位ごとの児童数、職員配置、一日最大利用人数、長期休業中の最大利用人数まで確認しているのか。
- ④平均出席率が低いことを前提に定員超過を認めているのか。
- ⑤定員超過を認めた各施設で、「管理及び運営に支障がない」と判断した具体的根拠を面積、利用人数、支援単位、職員配置の 4 点から示して欲しい。
- ⑥なぜ、学童保育所によって平均出席率が 62%から 74%まで差があるのか、市は原因分析を行っているのか。
- ⑦平均出席率が低い理由について、児童や保護者にアンケートや聞き取りを行っているのか。

(3) 支援の単位（おおむね 40 人以下）の考え

- ①現在、本当に児童一人ひとりに支援員の目が届き、信頼関係が築ける規模になっていると評価しているのか。

※尚、答弁に対しても質問致します。

一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和8年8月31日

質 問 者
議 員 中 井 政 友

香芝市議会議長
中 山 武 彦 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1, 五位堂小学校複合化による建て替えについて ① 新しい学校の学級規模について ② 工事及び通学・通園時の安全について ③ 複合化における責任体制について ④ 建て替えにおける費用負担の試算について 2, 市民生活について ① デマンドタクシー ・利用状況 ・利用補助と実証運行等の他市比較 ・運行内容の見直しについて ② 災害時対応について ・物資の保管場所から避難所までの配送について ・ペットの避難について ③ 成年後見人制度の中核機関設置について ・これまでの市の体制について ・中核機関について	市長 副市長 教育長 市長公室 教育部 子ども家庭 部 総務部 都市創造部 危機管理監 健康福祉部 その他、 関係部局
1, 五位堂小学校複合化による建て替えについて 基本設計から実施設計へと建て替え計画が進んでいるが、今年度中に工事に入る には、子細な計画の検討や財政計画の変動を見越した見直しが必要と考える。下 記の各項目にわたって質問する。 ① 新しい学校の学級規模について ② 工事及び通学・通園時の安全について ③ 複合化における責任体制について ④ 建て替えにおける費用負担の試算について 2, 市民生活について 市民生活の福祉や質の向上に努めるのが自治体の役目である。誰もが安心して暮 らせる普遍主義的な施策の向上を訴えて3点質問する。		

① デマンドタクシー

- ・利用状況
- ・利用補助と実証運行等の他市比較
- ・運行内容の見直しについて

② 災害時対応について

- ・物資の保管場所から避難所までの配送について
- ・ペットの避難について

③ 成年後見人制度の中核機関設置について

- ・これまでの市の体制について
- ・中核機関について

一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和 8 年 8 月 31 日

質 問 者

議 員 上田井 良二

香芝市議会議長

中 山 武 彦 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入ください。	1. 小学校の水泳授業と施設整備について ①志都美小学校の水泳授業の実態について ②五位堂小学校の改築等について ③学校の施設整備等について 2. 香芝市スポーツ公園について ①プールの利用状況等について ②キッチンカーの状況等について ③駐車場について	市長 副市長 教育長 教育部 都市創造部

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

- 1 香芝市スポーツ公園プールの開園により志都美小学校の水泳授業がスポーツ公園プールでの実施となったが、その状況等について聞くとともに今後五位堂小学校の改築に伴う水泳授業を含めた現在の計画や考え方について伺う。
また各小学校で行われているまたは計画されている施設整備について確認する。
- 2 今年度が開業されました香芝市スポーツ公園についてプールの利用状況や課題とその対応状況について伺う。またキッチンカー導入についての経緯や出店状況と利用者の反応等について伺う。
さらにスポーツ公園駐車場について現在の整備状況と今後のスポーツ公園設備増設に伴う、駐車場整備計画や考え方等について確認する。